

非常変災時など緊迫事態における非常措置について

1. 気象における対応

滋賀県全域・滋賀県南部に「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」及び「暴風警報」が発表されたとき

- (1) 午前7時において「特別警報」及び「暴風警報」発表の場合は、臨時休業とします。途中で、警報が解除になっても、その日は臨時休校となります。
- (2) 生徒の登校後「特別警報」及び「暴風警報」発表の場合は、通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案の上、下校等適切な指示をします。(tetoruでお知らせします。)
- (3) 「暴風警報解除後」の措置
午前7時までに、暴風警報が解除された場合は、平常に授業を行います。ただし、地域や通学路等の状況から災害等の危険が予想される場合は、必要に応じて始業時刻の繰下げ又は臨時休業の指示をします。(tetoruでお知らせします。)

2. 地震における対応

前日の生徒の下校完了時刻から当日午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震発生により、大津市において震度5弱以上を観測した場合、その日は臨時休業とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、平常授業とします。

3. 武力攻撃事態等における対応

前日の生徒の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市から市民に対してあった場合、その日は臨時休業とします。ただし、当日の登校や学校での活動が確保できる場合は、平常授業とします。

4. 熱中症予防

- (1) 滋賀県に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表された場合、その翌日は臨時休業とします。また、翌日の中学校での部活動も停止とします。（土日祝日、夏季休業中）
- (2) 学校生活や部活動等の熱中症対策については、「大津市立小中学校における熱中症対策ガイドライン（部活動における熱中症対策含む）」によるものとします。
 - * 「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ指数計による実測値で判断します。ご家庭でも、十分な水分の用意や、睡眠や朝食摂取等お子様の健康管理に努めていただき、熱中症予防にご留意くださいますようお願いいたします。

5. その他

- (1) 午後からの休校措置の場合などで、自宅が留守で鍵がかかって入れないなどの状況がないよう非常の場合の対応をご家庭で確認しておいてください。
- (2) 土日祝日の部活動や体験入学等も同様の対応とします。